様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		大野南地区まちづくり会議(第１回全体会)		
事務局 （担当課）		大野南まちづくりセンター　電話０４２－７４９－２２１７（直通）		
開催日		令和７年６月１０日（火）		
出席者	委　員	２０人（別紙のとおり）		
	その他	２人（地域活性化事業交付金交付申請の団体関係者） ７人 （こども・若者政策課１名、都市整備課３名、南土木事務所３名）		
	事務局	２人		
公開の可否		■可　□不可　□一部不可	傍聴者数	０人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		１　開　会 ２　あいさつ ３　紹　介 ４　議　題 （１）大野南地区まちづくり会議について （２）大野南地区まちづくり会議会則の改正について （３）役員の改選について （４）令和７年度地域活性化事業交付金交付について （５）大野南地区活性化事業交付金交付申請について （６）大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告について （７）大野南地区まちづくりを考える懇談会について （８）令和７年度まちづくり会議の開催日程について （９）各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について ５　市からの事業説明 （１）子育て応援条例の制定について （２）コリドー街の環境整備について（現状報告） ６　閉　会		

審　議　経　過

主な内容は次のとおり。
（●は委員の発言、□は事務局の発言、○は活性化事業交付金申請者の発言、◇はその他各課・機関等の発言）

１　開　会

２　あいさつ
　会長あいさつ　南区長あいさつ

３　紹　介
　各委員自己紹介

４　議　題
（１）大野南地区まちづくり会議について
　資料１に基づき、大木会長から説明を行った。
《主な意見・質疑等》
　特になし

（２）大野南地区まちづくり会議会則の改正について
　資料２・資料３に基づき、事務局から改正理由等の説明を行った。
《主な意見・質疑等》
●第１０条第２項第１号における「ただし、次条４号に規定する軽微な改正を除く。」の文言については、全体会で軽微な改正ができなくなると解釈される可能性があるため、記載は不要ではないか。第１１条第４号の規定を追加すれば、役員会において軽微な改正は可能と考える。（藤井委員）

《結果》
第１０条中の「ただし、次条４号に規定する軽微な改正を除く」を削除し、改正案は承認された。

（３）役員の改選について
　資料４に基づき、事務局から説明を行った。

《結果》
　互選により、次のとおり役員が選出・承認された。

役職	氏名	団体名	選出区分
会　長	大木　恵	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	金澤　秀信	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	中村　洋子	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	渋谷　典彦	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水　俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	飯田美津雄	女子大通り商工振興会	産業・経済

（４）令和７年度地域活性化事業交付金交付について
　資料５に基づき、事務局から説明を行った。令和７年度の大野南地区の配分額及び審査にあたっては、各地区のまちづくり会議において意見を伺う制度となっている旨説明を行った。
《主な意見・質疑等》
　特になし

（５）大野南地区活性化事業交付金交付申請について
　地域活性化事業交付団体申請者から事業の説明を行った。
《主な意見・質疑等》
●利用する児童が児童クラブに入所可能となった場合の対応はどうなるのか。（渋谷委員）
○計画している事業については、対象年齢を児童クラブへの入所対象となる小学１年生から３年生に限定せず、幼児や小学校高学年の受け入れも行う予定であり、児童クラブへの入所の有無を基準とするものではない。（活性化事業交付金申請者）
●本事業に関わる高齢者や障がい者とのつながりに関する計画や、見守りをするスタッフの体制や安全対策はどうなっているのか。（岡城委員）
○自治会回覧板を使って周知し、自治会未加入の人に対しては、口コミで伝えていきたいと考えている。また、スタッフは１０時から１５時までの勤務体制であり、７名のスタッフが１日２名ずつ常駐すれば、勤務体制は確立できると考えている。（活性化事業交付金申請者）
●交付金は３年が上限となっているが、その後の活動はどうなるのか。（渋谷委員）
○３年経過した後に、事業費が必要であれば、社会福祉協議会の助成金の活用などを検討する。また、地域に事業が根付いてくれれば、自作の栽培物や買いすぎなどによって生じた余剰食材を譲り受けるなどにより、事業をやり繰りすることが可能ではないかと考えている。（活性化事業交付金申請者）
●将来的な事業化は考えているのか。預ける場所が無いのは週２日だけではないと思われるため、別の場所を借りることなどにより、スポット的なものではなく、継続的に実施する考えはあるのか。（速水委員）
○今回の事業は、元々、無いところに作っているので、必要だから全日提供しなければならないとは考えていない。自治会館、公民館などの場所を使えば実現できるかもしれないが、現時点では、やってみないと分からない部分もある。（活性化事業交付金申請者）
●２、３年やってみて、需要があれば目指す一つの姿だと思うので、参考にして欲しい。（速水委員）
●居場所の提供だけでなく、活動内容に記載のあるイベントの提供もおもしろいので、相乗的に発展することも期待したい。（藤井委員）
●全体的に、好意的な意見だったと思う。今後の発展を期待する意見も多かったが、将来的なことは今後の状況に応じて検討してもらいたい。（大木委員）

《結果》
　まちづくり会議においては、本件は承認するものとする。

（６）大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告について
　会長から、まちづくり会議の専門部会として、二つの地域づくり部会を設置している旨の説明を行い、資料６・資料７により、事務局から説明を行った。
《主な意見・質疑等》
●見守りプロジェクトについて、現在、社会福祉協議会で実施しているほほえみネットの見守りと類似している。ほほえみネットに協力する形で見守りを行うなどの表現に変えた方がよいのではないか。（大木会長）
●実際に地域とのつながりが少ない方が増えてきており、そこに対してどのように支援していくか課題として捉えている。ほほえみネットと類似しているのではないかとの意見はあり、詳細は決まっていないため、今後の話し合いで、協議していきたい。（古荘委員）
●既に、商店などにも協力を依頼し、看板設置や、周知活動を行っている。そういった相手方が混乱しないようにするためにも、部会で検討してもらいたい。（大木委員）

（７）大野南地区まちづくりを考える懇談会について
　資料８・資料９に基づき、会長から説明を行った。アンケートについては、事務局から説明を行った。
《主な意見・質疑等》
●アンケートについて、「相模大野」となっているのは、相模大野駅周辺のことを指しているのか。（金澤委員）
□大野南地区全体のことであり、地域全体で感じていることを記載してもらいたい。（事務局）

（８）令和７年度まちづくり会議の開催日程について
　資料１０に基づき、大木会長から説明を行った。

（９）各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について
●６月７日に野村不動産のマンションを購入した方などを対象とした「相模大野クエスト」と題した街歩きイベントに協力し、午前・午後それぞれ３０名程度が参加した。なお、参加者は、近隣の方が多かった。今後は、６月２８日に中学生から３０代の方を対象とした「大学で学ぶ親しみ発見セミナー２０２５」、６月３０日に短編映画上映会を予定している。また、７月には東京都新宿の紀伊国屋本店にて客員教授である金子監督による講演会を行う。なお、学園祭は、１１月２日、３日となる。今後は、土日での実施を予定している。（相模女子大学　速水常任理事）
●北口商店会の関連となるが、６月４日にコリドー街にて昼市マーケットを開催し、三浦漁港で獲れた魚介類、相模原の野菜などを販売した。自治会には地域情報誌などの対応をいただき、御礼申し上げる。次回は７月２日の開催となり、以降毎月実施する予定である。（ボーノ会　三澤会長）
●８月３日に自治会主催、商店街共催となる南新町納涼ふるさとまつりを実施する。昨年に続き、こども神輿を行う予定である。（相模大野南新町商店街振興組合　岩井理事長）
●８月１７日にボーノ広場において夏まつり盆踊り大会を実施し、大抽選会を予定している。（ボーノ会　三澤会長）
●６月１日に市民健康まつりにて１３１名分の骨密度測定を行った。８月２日にユニ

コムプラザにて第２回市民公開講座として骨密度測定に関する講演を行う予定である。現在、受付には超音波式の骨密度測定器を設置しており、無料なので是非利用していただきたい。（黒河内病院　後藤事務局長）

４　市からの事業説明

（１）子育て応援条例の制定について

こども・若者政策課から説明を行った。

◇子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを感じながら、安心して子育てできる社会の実現を目指すために「相模原市子育て応援条例」を制定した。令和７年度は小学校１年生の給食費の無償化、フリースクールなどへの通所費用の支援などの取組を実施する。（こども・若者政策課）

《主な意見・質疑等》

●本日説明があった地域活性化交付金事業については、児童クラブの入れなかったことを契機としている。当該事業に対する応援や協力を意見として述べたい。（藤井委員）

（２）コリドー街の環境整備について（現状報告）

都市整備課、南土木事務所から説明を行った。

◇令和７年度については、アーケード柱の洗浄、塗装を行う予定であり、現在の柱と近い色で塗装するよう、今後、受注業者と調整を行う。（都市整備課）

◇アーケード柱に設置されている車両進入禁止、駐車禁止の案内表示については、一部剥がれている箇所もあるため、設置者に確認し、撤去する予定である。（都市整備課）

◇事業の完了は、アーケード柱の洗浄・塗装は１２月上旬、車道部の路面改修については、１１月中旬を予定している。（都市整備課）

《主な意見・質疑等》

●コリドー街の照明が暗く、電球が切れている箇所もあるが、対応はしないのか。（中田委員）

◇本事業には含まれていないが、通常管理の中で確認したうえで、必要に応じて対応するものとしたい。（南土木事務所）

●車両侵入禁止、駐車禁止の案内表示は撤去されることになるが、再設置の予定はあるのか。また、塗装については、落書き防止用の塗料を使用するのか。（藤井委員）

◇案内表示の撤去については、交通管理者と協議済であり、再設置の予定はない。（都市整備課）塗装については現時点では、通常の塗装を考えているが、落書き防止用の塗料の使用を検討する。（南土木事務所）

●先ほど照明の話もあったが、植栽やベンチ等の設置についても、今後検討してもらいたい。（飯田委員）

●コリドーではイベントも多くあるが、その影響や対応はどのようになっているのか。（三澤委員）

◇極力支障がないようにしたいと考えており、意見をお伺いしながら、調整し対応していきたい。また、完了については、現場の工事はもう少し早く終了するものと考えている。（南土木事務所）

●石畳の撤去は、一括に取り外すのか、それとも、部分的に取り外すのか。（大木委員）

◇部分的に取り外しながら、仮舗装を行い、石畳の除去後、再度、本舗装を行うことになる。スケジュールとしては、工期の延伸が無ければ、１１月初旬に終了するもの

と考えている。（南土木事務所）
●コリドー街に屋根を設置する考えはあるか。（大木委員）
◇要望があることは承知しているが、平成２年に屋根を設置し、平成１９年に軽量化及び補強工事を実施していた経過がある。諸々の法令や構造上の問題があるため、現時点で設置する予定はない。（都市整備課）
●相模大野南口で３月に実施したインターロッキングの工事の一部にガタツキがあり、アスファルトで補修している箇所も見られるが、今後の工事の計画について示してもらいたい。（岩井委員）
◇安全確保のためガタツキがある箇所はアスファルトで補修を行ったものである。今後についても、安全対策のため、同様の修繕を行う場合もあり、全体的な改修は今後計画していかなければならないと考えている。（南土木事務所）
●インターロッキングが破損する理由として、夜間大型トラックなどが駐停車することに原因があるのではないかとの話を聞いている。そういった管理についても充分配慮してもらいたい。（岩井委員）
●今後は南口も綺麗に改修されると考えてよいのか。（大木委員）
◇時間はかかるかもしれない。安全対策を優先して対応したいと考えているが、綺麗に改修することを要望いただいているのは理解しているので、できるだけ実現できるよう努めたい。（南土木事務所）
●コリドーの改修については、以前、車道部だけでなく、歩道部についても改修するよう要望し、検討する旨の返答を得ているが、現状はどうなっているのか。（大木委員）
◇要望は承知しているが、今年度歩道部について実施予定はない。今後は、地域の意向を踏まえ実施に向けた検討をしていきたい。（都市整備課）
●今年度の工事完了後でも良いが、歩道部について実施時期が決まったら、説明をお願いしたい。（大木会長）
●カラーアスファルトを採用しても、補修のタイミングで、常温アスファルト合材で黒舗装すると、先ほどの南口と同様に景観上の問題が生じるため、計画的なメンテナンス、予算措置をお願いしたい。また、ペデストリアンデッキにおいて補修した直後に水が溜まっている箇所が見られ、勾配の取り方について心配になる部分があることから、車道部の排水勾配については充分注意してもらいたい。（藤井委員）

６　閉　会

以　上

大野南地区まちづくり会議委員出欠席名簿

（出席者２０名　欠席者５名）

No	団体名	団体での役職	氏名	出欠席
1	大野南地区自治会連合会	会　長	大木　恵	出席
2	大野南地区自治会連合会	副会長	金澤　秀信	出席
3	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸　量平	出席
4	大野南地区自治会連合会	副会長	中村　洋子	欠席
5	大野南地区自治会連合会	会　計	土山　美保	欠席
6	大野南地区社会福祉協議会	会　長	渋谷　典彦	出席
7	大野南地区民生委員児童委員協議会	会　長	岡城　孝雄	出席
8	女子大通り商工振興会	会　長	飯田　美津雄	出席
9	相模大野北口商店会	副会長	角田　安弘	欠席
10	相模大野銀座商店街振興組合	副会長	中田　克己	出席
11	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井　大輔	出席
12	ボーノ会	会　長	三澤　崇典	出席
13	医療法人社団仁恵会黒河内病院	事務局長	後藤　一郎	出席
14	相模原市立鶴の台小学校ＰＴＡ	会　長	山﨑　みどり	欠席
15	相模原市立鹿島台小学校ＰＴＡ	会　長	渋谷　隆光	出席
16	相模原市立新町中学校ＰＴＡ	会　長	市川　恵奈	出席
17	学校法人相模女子大学	常務理事	速水　俊裕	出席
18	大野南地区老人クラブ連合会	会　計	岩永　征四郎	出席
19	相模原市立大野南公民館	館　長	島田　欣一	出席
20	相模原市立上鶴間公民館	館　長	三條　朋美	出席
21	大野南地域包括支援センター	センター長	岡本　三千	出席
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘　祥子	出席
23	経験有識者	－	新村　玲子	出席
24	経験有識者	－	天野　佑亮	欠席
25	公募	－	藤井　琢磨	出席

大野南地区まちづくり会議第１回全体会次第

日　時　令和７年６月１０日（火）午後２時から
場　所　南区合同庁舎３階　講堂

１　開　会

２　会長あいさつ

３　紹介　（相模原市南区区長　加藤宏美、副区長　八鍬栄次）

４　議題

（１）大野南地区まちづくり会議について……資料１

（２）大野南地区まちづくり会議会則の改正について ……資料２ 資料３

（３）役員の改選について……資料４

（４）令和７年度地域活性化事業交付金交付について……資料５

（５）大野南地区活性化事業交付金交付申請について …… 個別資料　活性化交付金

（６）大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告について …資料６ 資料７

（７）大野南地区まちづくりを考える懇談会について　…資料８ 資料９ アンケート

（８）令和７年度まちづくり会議の開催日程について……資料１０

（９）各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について

５　市からの事業説明

（１）子育て応援条例の制定について

（２）コリドー街の環境整備について（現状報告）

６　閉　会

【まちづくり会議の開催予定（会場：南区合同庁舎３階　講堂)】
○第２回**全体会**：令和　７年　８月１９日（火）　午後　２時から

※アンケート提出　令和７年６月３０日（月）〆

大野南地区まちづくり会議委員名簿

（令和７年６月１０日現在：敬称略）

No	団体名	団体での役職	氏名
1	大野南地区自治会連合会	会　長	大木　恵
2	大野南地区自治会連合会	副会長	金澤　秀信
3	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸　量平
4	大野南地区自治会連合会	副会長	中村　洋子
5	大野南地区自治会連合会	会　計	土山　美保
6	大野南地区社会福祉協議会	会　長	渋谷　典彦
7	大野南地区民生委員児童委員協議会	会　長	岡城　孝雄
8	女子大通り商工振興会	会　長	飯田　美津雄
9	相模大野北口商店会	副会長	角田　安弘
10	相模大野銀座商店街振興組合	副会長	中田　克己
11	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井　大輔
12	ボーノ会	会　長	三澤　崇典
13	医療法人社団仁恵会黒河内病院	事務局長	後藤　一郎
14	相模原市立鶴の台小学校ＰＴＡ	会　長	山﨑　みどり
15	相模原市立鹿島台小学校ＰＴＡ	会　長	渋谷　隆光
16	相模原市立新町中学校ＰＴＡ	会　長	市川　恵奈
17	学校法人相模女子大学	常務理事	速水　俊裕
18	大野南地区老人クラブ連合会	会　計	岩永　征四郎
19	相模原市立大野南公民館	館　長	島田　欣一
20	相模原市立上鶴間公民館	館　長	三條　朋美
21	大野南地域包括支援センター	センター長	岡本　三千
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘　祥子
23	経験有識者	－	新村　玲子
24	経験有識者	－	天野　佑亮
25	公募	－	藤井　琢磨

資料１

大野南地区まちづくり会議について

１　まちづくり会議とは

地域において公共的な活動をしている団体等が、大野南地区の「地域力」を高めるため、地域資源の発見、課題解決、魅力づくり、行政に対する要望のとりまとめなどについて話し合い、構成団体等が協働して自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を行うための会議体です。

２　主な役割

（１）地域活動団体間の情報交換、情報共有
（２）地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
（３）行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
（４）構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整　など

３　設立年月日

平成２２年４月２０日

４　令和７年度 構成団体・委員数（１７団体・経験有識者・公募）

団体名		委員数	団体名		委員数
1	大野南地区自治会連合会	5	11	大野南地区内中学校ＰＴＡ等	1
2	大野南地区社会福祉協議会	1	12	学校法人相模女子大学	1
3	大野南地区民生委員 児童委員協議会	1	13	大野南地区老人クラブ連合会	1
4	女子大通り商工振興会	1	14	相模原市立大野南公民館	1
5	相模大野北口商店会	1	15	相模原市立上鶴間公民館	1
6	相模大野銀座商店街 振興組合	1	16	大野南地域包括支援センター	1
7	相模大野南新町商店街 振興組合	1	17	上鶴間地域包括支援センター	1
8	ボーノ会	1	18	経験有識者	2
9	地域医療機関	1	19	公募	1
10	大野南地区内小学校ＰＴＡ等	2	合　　計		２５

5　令和６年度の主な取り組み

（１）大野南地区まちづくり会議

令和６年度は、役員会を７回、全体会を６回開催。人口が増加することが見込まれる地区としての課題の洗い出しや、相模大野中央公園の改修に係る要望に対する改修案の方向性について意見交換するなど、大野南地区のさらなる魅力づくりのための活動を行いました。

●相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

令和元年９月３０日に伊勢丹相模原店が閉店したことによる相模大野駅周辺の今後のまちづくりのあり方について、引き続き関係機関等と協議しています。

（２）まちづくりを考える懇談会

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進するための懇談の場として開催しました。

【日時・場所】令和６年１１月１９日（火）午後６時から午後７時４０分

【テ　ー　マ】人口が増加することが見込まれる地区
「大野南」の今後のまちづくりについて

（３）専門部会（大野南地区まちづくり会議会則　第９条（３）による）

大野南地区地域ケア会議を、大野南地域包括支援センター圏域と上鶴間地域包括支援センター圏域のそれぞれ計４回と、書面による合同会議を１回しました。

○大野南地区地域づくり部会：委員　８名

○上鶴間地区地域づくり部会：委員１３名

6　これまでの要望等の活動について（平成３０年度以降）

○平成３０年　６月２６日　　⇒令和５年７月　撤去工事済み

相模原市長へ要望

【件名】谷口歩道橋の撤去に係る要望について

【場所】南保健福祉センター入口交差点

○平成３１年　３月２２日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長へ要望

【件名】伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について

○令和　元年１２月２７日

相模原市長へ要望

【件名】相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

～大野南地区まちづくり会議における協議の中間報告～

○令和　２年　５月２５日

相模原市長へ要望

【件名】相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

～大野南地区まちづくり会議における協議の令和元年度最終報告～

○令和　３年　２月１５日　　⇒令和４年３月２日　歩者分離化済み

相模原南警察署長へ要望

【件名】信号機の歩車分離化に関する要望について

【場所】相模大野交差点

○令和　５年１０月　４日

相模原市長へ要望

【件名】相模大野中央公園の改修について

○令和　５年１２月１９日　　⇒令和６年９月２日～　導入済み

相模原市長へ要望

【件名】小田急線相模大野駅での[Alexandros]による

駅接近メロディの導入実現に向けて（要望）

以　上

資料２

大野南地区まちづくり会議会則　（案）

（名称）

第１条　本会議は、名称を大野南地区まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)という。

（目的）

第２条　まちづくり会議は、大野南地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

（役割）

第３条　まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

（１）地域活動団体間の情報交換、情報共有

（２）地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整

（３）相模原市地域活性化事業交付金等の行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ

（４）地区内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討

（５）構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整

（６）区民会議と協働したまちづくりの推進

（７）その他会議の目的達成に必要と認められる事項

（構成員）

第４条　まちづくり会議委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。

２　委員の任期は４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年３月３１日までとする。

３　前項の規定に関わらず、次条に規定する役員について、次年度の役員の選出までを任期とすることができる。

（役員）

第５条　まちづくり会議に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　５名

（役員の職務）

第６条　会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

２　会長は、全体会の議長を務める。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（役員の選出）

第７条　役員は、全体会において委員の互選により選出する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（会議）

第９条　まちづくり会議に次の会議を置く。

（１）全体会

（２）役員会

（３）専門部会

（全体会）

第１０条　全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

２　全体会は、第３条の役割及び次の事項を処理する。

（１）まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。ただし、次条４号に規定する軽微な改正を除く。

（２）役員を承認すること。

（３）区民会議への委員の推薦に関すること。

（４）その他会長が必要と認める事項に関すること。

３　全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

４　全体会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

５　会長が全体会の表決が必要と認めた事項は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（役員会）

第１１条　役員会は、次の事項を処理する。

（１）全体会の運営に関すること。

（２）全体会から役員会に委任された事項に関すること。

（３）公募委員の選考に関すること。

（４）まちづくり会議会則の軽微な改正に関すること。ただし、役員会で改正した場合、前条に規定する全体会に報告するものとする。

（専門部会）

第１２条　全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

２　専門部会を構成する部会員は、役員会で定める。

（会議の公開）

第１３条　全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

２　全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開する。

（事務局）

第１４条　まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所大野南まちづくりセンターに置く。

（委任）

第１５条　本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この会則は、平成２２年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年４月１９日から施行する。

附　則

この会則は、平成２５年６月５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和６年６月１８日から施行する。

附　則

この会則は、令和７年２月７日から施行する。

附　則

この会則は、令和７年６月１０日から施行する。

別表（第４条関係）

団　　体　　名	委員数
大野南地区自治会連合会	5
大野南地区社会福祉協議会	1
大野南地区民生委員児童委員協議会	1
女子大通り商工振興会	1
相模大野北口商店会	1
相模大野銀座商店街	1
相模大野南新町商店街	1
ボーノ会	1
大野南地区内小学校（ＰＴＡ等学校関係者）	2
大野南地区内中学校（ＰＴＡ等学校関係者）	1
学校法人相模女子大学	1
大野南地区老人クラブ連合会	1
相模原市立大野南公民館	1
相模原市立上鶴間公民館	1
地域医療機関	1
大野南地域包括支援センター	1
上鶴間地域包括支援センター	1
経験有識者	2
公募	2

資料３

大野南地区まちづくり会議会則　新旧対照表

現　行	改正案	備考
（構成員） 第４条　まちづくり会議委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。 ２　委員の任期は４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年３月３１日までとする。	（構成員） 第４条　まちづくり会議委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。 ２　委員の任期は４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年３月３１日までとする。 ３　前項の規定に関わらず、次条に規定する役員について、次年度の役員の選出までを任期とすることができる。	改正①
（全体会） 第１０条　全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。 ２　全体会は、第３条の役割及び次の事項を処理する。 （１）まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。	（全体会） 第１０条　全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。 ２　全体会は、第３条の役割及び次の事項を処理する。 （１）まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。ただし、次条４号に規定する軽微な改正を除く。	改正②
（役員会） 第１１条　役員会は、次の事項を処理する。 （１）全体会の運営に関すること。 （２）全体会から役員会に委任された事項に関すること。	（役員会） 第１１条　役員会は、次の事項を処理する。 （１）全体会の運営に関すること。 （２）全体会から役員会に委任された事項に関すること。 （３）公募委員の選考に関すること。 （４）まちづくり会議会則の軽微な改正に関すること。ただし、役員会で改正した場合、前条に規定する全体会に報告するものとする。	改正③ 改正④

現　行	改正案	備考
附　則 この会則は、令和７年２月７日から施行する。	附　則 この会則は、令和７年２月７日から施行する。 附　則 この会則は、令和７年６月１０日から施行する。	

改正理由：

① 次年度まちづくり会議の運営のため、次年度役員選出までを前年度役員の任期とすることを明記するもの。（現行運用と変更なし。）

② 役員会において、まちづくり会議会則の軽微な改正を行えるようにするもの。（改正④関連）

③ 公募時期には、全体会を開催することが困難であり、役員会にて公募委員の選考を行うことを明記するもの。（現行運用と変更なし。）

④ 役員会において、まちづくり会議会則の軽微な改正を行えるようにするとともに、全体会での報告を義務付けるもの。（改正②関連）

資料４

役員の改選について

…大野南地区まちづくり会議申し合わせ事項…

◎ 会長は大野南地区自治会連合会長が当たる。

◎ 副会長は委員選出団体を ①自治会、②保健・福祉・医療、③教育・文化、④産業・経済の４つの分野に分け、**①自治会から２名、②～④各分野から１名選出する。**

分野	構成団体	委員数
①自治会	大野南地区自治会連合会	5
②保健・福祉・医療	大野南地区社会福祉協議会 大野南地区民生委員児童委員協議会 大野南地区老人クラブ連合会 医療法人社団仁恵会黒河内病院 大野南地域包括支援センター 上鶴間地域包括支援センター	6
③教育・文化	大野南地区内小学校（ＰＴＡ等学校関係者２校） 大野南地区内中学校（ＰＴＡ等学校関係者１校） 学校法人相模女子大学 相模原市立大野南公民館 相模原市立上鶴間公民館	6
④産業・経済	女子大通り商工振興会 相模大野北口商店会 相模大野銀座商店街 相模大野南新町商店街 ボーノ会	5

令和７年度大野南地区まちづくり会議役員（案）

役　職	氏　名	団体名	選出区分
会　長	大木　恵	大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長			自治会
副会長			自治会
副会長			保健・福祉・医療
副会長			教育・文化
副会長			産業・経済

【参考】令和６年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役　職	氏　名	団体名	選出区分
会　長	大木　恵	大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長	金澤　秀信	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	中村　洋子	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	渋谷　典彦	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水　俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	岩井　大輔	相模大野南新町商店街振興組合	産業・経済

資料５

令和７年度　地域活性化事業交付金　募集要領

１　地域活性化事業交付金の概要

（１）趣旨

地域活性化事業交付金とは、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化※を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付される交付金です。

※地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

（２）対象事業

本交付金は、市内２２地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

１　地域の防災･防犯に関する事業
２　地域の保健･健康づくりの増進に関する事業
３　地域福祉の増進に関する事業
４　産業や観光の振興に関する事業
５　環境の保護･保全に関する事業
６　青少年の健全育成に関する事業
７　地域の文化･伝統の振興に関する事業
８　生涯学習に関する事業
９　地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
１０　区が推進する重点事業
１１　その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

・　自治会への加入促進
・　地域における公共的な活動の担い手育成
・　公共的な活動への参加者増加
・　地域の公共的な活動団体間の連携強化
・　まちづくり会議が提示した地域課題の解決

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

・　政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
・　交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
・　政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
・　調査、研究を主たる目的とする事業 ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く
・　第三者への事業促進を求める事業
・　前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業 （物品調達のみが事業の目的として判断できるものなど）

（３）申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う５人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

・相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号。以下「条例」という。)第２条第２号に規定する暴力団
・法人のうち、代表者又は役員のうちに条例第２条第３号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

（４）事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和７年４月１日から令和８年３月末とします。
また、同一の事業に継続して交付する場合については、３年を限度とします。

（５）交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は１０分の１０以内とします。

１　事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
２　事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、備品購入費、施設使用料、備品借上料等
３　事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
４　事業を行う上で必要な委託費等
５　イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
６　講演会等の講師に対する報償費
７　研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）
８　その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

※物品等で１物品１万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の３分の２以内となります。（台帳の作成が必要。）

（６）交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

２　申請

（１）事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に４月・５月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

※具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

（２）申請期間

令和７年４月１日から各地区で定める期間

（３）提出書類

①地域活性化事業交付金交付申請書（様式第１号）　②地域活性化事業計画書
③収支予算書　④団体概要調書　⑤補助金等概要調書　⑥団体構成員名簿

（４）交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。
※具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

３　審査

（１）審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。
申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

（２）審査基準

	項　目	内　容
１	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
２	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
３	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で２年目・３年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
４	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
５	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

４　実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。

①地域活性化事業交付金実績報告書(第６号様式)　②収支決算書
③補助事業等実績調書　④対象経費に係る領収書等の写し
⑤写真その他事業の実施について確認できる書類

５　報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

６　評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター		相模原市緑区西橋本 5-3-21		02
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター				17
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター				90
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター				74
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター				18
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター				47
中央区	小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘地区	中央区役所中央6地区まちづくりセンター				41
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター				21
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター				67
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター				249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194

【大野南地区の地域活性化交付金配分額】

令和７年度　３５万円　　参考：令和６年度　８５万円

年度当初、南区は各地区あたり３５万円が配分（一部未配分）されており、
各地区の申請状況（各地区の交付決定状況）により、予算調整が行われる。

なお、南区全体の地域活性化交付金の予算金額も減少している。
（令和７年度　３０５万円　←令和６年度　６００万円）

※制度の所管：市民局市民協働推進課（電話 042-769-8226）

個別資料　活性化交付金

地域活性化事業計画書

○申請者

団体名　　御園 mate

代表者の役職及び氏名

代表者の住所又は所在地

担当者連絡先氏名

電話番号

電子メール

○事業名　　御園つどいの場

○事業実施の背景や地域の現状と課題

私は、高齢福祉の分野で働いており、高齢者が地域と繋がることの大切さ、住民同士が地域を自分事として捉えることの大切さを、業務を通じて学んだ。また、日頃から少子高齢化や核家族化、コロナ禍などで地域の繋がりは希薄だと感じており、せめて自分が住む地域に何かできることはないかと模索していた。そんなとき、小学３年生の娘が昨年度まで入っていた児童クラブに今年度は入れず、長休みをどう過ごそうか悩んでいたところ、我が家と同様に、夏休み期間中一人で過ごさせることへの不安を感じているご家庭がご近所にもあることを知った。

そこで、夏休み期間中、子供たちが安全に過ごせる居場所づくりができないかと思い、この事業の実施を検討した。子どもの孤立感を軽減するとともに、地域の人とのつながりを提供し、児童だけでなく誰でも来られる居場所とすることで、多世代の交流や、住民同士の顔の見える関係づくりができるようになるのではと考えた。

さらに、利用者対象は児童だけでなく、高齢者、障がいのある人など誰でも参加できることとし、自身ができる事や苦手な事を周囲に伝えながら活動することで、住民同士がそれぞれを認識し、理解し合える共生社会の意識を共有する。また、定年退職後の元気な高齢者等もスタッフとして活躍することで、地域での役割をもち、生きがいの創出や地域活性に繋がることも、想定している。

○事業の目的（事業の実施により達成しようとする目的を記述してください。）

・長期休暇（夏休み）中、児童が安全に過ごすこと

・地域住民及び多世代間同士の交流

・地域住民の活躍の場の提供

○事業内容（当該事業の具体的な内容を記述してください。）

概要

・夏休み期間中（平日）の日中（１０：００～１５：００を予定）において、児童を中心に地域の人が集える場所の提供。定員は１５名を想定

・希望者には１食２００円で昼食を提供（キッチンは使用できないため、地域のお弁当屋さんからの購入または簡単な調理活動などで対応）

・会場（花カフェさん）の都合により開所日を決定（４月２６日時点では、7/２２(火)、２９(火)、8/4(月)、5(火)、１１（月)、１２(火)、１８(月)、１９(火)を予定）

活動内容

・その日の利用者全員で話し合い、学習支援や工作など、利用者とともに行える活動を検討

・こちらか提供できるイベント内容として下記を提案（開催期間の中で実施予定）

①ボクシング教室（コーチ：地域住民のパパ、費用：不要）

②工作教室（講師：地域の中学生に企画を依頼、二回を予定、費用：工作材料１人 200 円×30 人　※消耗品費として予算埋め込み済）

③音楽会（講師：地域住民の方＝ピアノ教室の先生、費用：不要）

④料理活動（講師：地域住民のママ、費用：その日の食費を充当）

スタッフ

・地域住民によるボランティアとして実施（現在、会員含め７名程度の担い手を確保）

〇事業スケジュール（実施の時期と内容を記入してください。）

実施時期	実　施　内　容	備　考
６月　１２日(木)	近所にこどもの居場所ができたら利用したいか等、アンケートを実施（みゆき台団地自治会を中心） 締　　切：６月２２日(日) 周知方法：自治会の回覧板、地域住民同士の口コミ 回答方法：Google フォームを活用または自治会館ポストへ回答用紙を投函	
６月　２８日(土)	アンケート結果及び実施概要の周知、利用者・担い手募集 周知方法：自治会の回覧板、掲示板へ掲示を依頼 回答方法：Google フォームを活用または自治会館ポストへ回答用紙を投函	
７月　１３日(日)	スタッフオペレーション	
７月　２２日(火) ２９日(火) ８月　４日(月) ５日(火) １１日(月) １２日(火) １８日(月) １９日(火)	「御園つどいの場」開所	
８月　２０日（水）	開所期間終了後、みゆき台自治会を中心に、利用後の感想、冬休みや来年の夏休みの利用希望についてアンケートを実施（締切：９月６日(土)）	

〇次年度以降の事業計画及び事業展望

・ボランティアスタッフの意見や感想、利用者向けのアンケート結果により内容をブラッシュアップし、利用希望に応じ、次回（来年度の夏休み等）の再設置を検討

・今回はみゆき台団地地区が中心になってしまうが、ノウハウが固まってきた際は、他地区にも活用できるスペースを模索し、設置運営できるよう検討

〇総事業費

・予算総額：215,000 円　　（内交付金申請見込額）：191,000 円

〇事業実施の背景や地域の現状と課題をどのように捉えたか（当該事業の実施が必要な状況の発生源にチェックしてください。複数回答可能。）

☑自己認識（自分でそう感じている）

☑話合い（地域の複数人がそう感じている。）

☐調査（アンケート調査や聞き取り調査を行った。）

☑先進事例（他地域や他市町村等で取り組まれている。）

☑社会的課題（ニュースや新聞等で話題になっている。）

☑その他（内容：　　）

検討経過や調査、研究の内容、先進事例などの具体的内容：

検討過程は「上記、事業実施の背景や地域の現状と課題」に記載の通り

〇交付金の対象事業（交付金の対象となる事業のうち、どの項目に該当すると考えているかチェックしてください。）

☑地域の防災･防犯に関する事業

☐地域の保健･健康づくりの増進に関する事業

☑地域福祉の増進に関する事業

☐産業や観光の振興に関する事業

☐環境の保護･保全に関する事業

☑青少年の健全育成に関する事業

☐地域の文化･伝統の振興に関する事業

☐生涯学習に関する事業

☐地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業

☐区が推進する重点事業

☐その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

〇**事業の状況**（新規事業か既存事業のリニューアルかチェックしてください。）

☑新規　　☐既存　　☐既存事業の拡大

過去の地域活性化事業交付金の交付状況：☐有（交付年度　　年）・☑無

他の市の補助制度の交付状況：☐有（交付年度　　年）・☑無

〇重点項目（当該事業が要綱の優先的な対象事業に該当する場合は、その項目にチェックし、具体的な内容を記述してください。）

☑自治会加入促進

具体的内容：利用者に対し、実施において自治会が一部協力してくれていること、自治会に入ることで地域での繋がりがより深くなることを伝える。

☑地域における公共的な活動の担い手育成

具体的内容：地域における潜在的な地域資源（高校生や大学生、就労をしていない現役世代、定年退職後の元気な高齢者等）をボランティアスタッフとして募集

☑公共的な活動への参加者増加

具体的内容：上記の地域資源に対し、活動できる場を提供する

☐地域の公共的な活動団体間の連携強化

具体的内容：

☐まちづくり会議が提示した地域課題の解決

具体的内容：

〇事業実施及び結果の情報発信方法（該当する項目にチェックしてください。複数回答可能。）

☐地域情報紙　　☐団体の会報など　　☐団体のホームページ

☑新聞等への情報提供（タウンニュース）

☑その他（自治会掲示板や公民館、地域包括支援センター等に掲示を依頼）

〇その他（事業の実施体制や役割分担、事業実施上の課題などがあれば、記入してください。）

令和７年度　収支予算書

1　収入の部

科　　目	本年度予算額（A）	前年度予算額（B）	増　減（A）―（B）	説　　明
市交付金	191,000円	円	円	
利用者負担	24,000円			200円×15食×8日間※
収 入 合 計	215,000円			

※ひとりあたり、1食につき200円を徴収（120食×200円＝24,000円）

2　支出の部

科　　目	本年度予算額（A）	前年度予算額（B）	増　減(A)―(B)	説　　明
一般経費	30,000円	円	円	損保費用(見積中)※1
賃借料	64,000円			8,000円×8日
消耗品費	49,000円			紙製食器、工作活動費用、文房具、スタッフ用エプロン、IH卓上コンロ(料理活動時使用)
食材費	72,000円			600円×15人×8日
特別経費	0円			
支 出 合 計	215,000円			

※特別経費：交付対象経費のうち１万円以上の財産を購入する場合は、この欄に記入

※1　市民共同推進課に問い合わせ、活動スタッフは「市民活動サポート補償制度」の対象になることを確認済。当該補償範囲で充足できるか、また、利用者の補償については検討中

団　体　概　要　調　書
○団体の名称 御園 mate
○団体所在地、電話（団体としての所在地が無い場合は、代表者の住所、電話を記入） 所在地 電　話
○代表者の役職名及び氏名
○団体のＨＰ なし
○団体の目的 地域住民の交流、地域活性化等の地域づくりを目的とした活動のため
○設立年月 （活動開始年月） 令和 7 年　7 月
○会員数 5
○主な活動分野 ☑① 保健・医療・福祉 □② 社会教育 ☑③ まちづくり □④ 観光 □⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興 □⑥ 学術・文化・芸術・スポーツ □⑦ 環境保全 □⑧ 災害救助 ☑⑨ 地域安全 □⑩ 人権・平和 □⑪ 国際協力 □⑫ 男女共同参画 ☑⑬ 子どもの健全育成 □⑭ 情報化社会 □⑮ 科学技術 □⑯ 経済活動 □⑰ 職業能力開発・雇用機会 □⑱ 消費者保護 □⑲ 非営利活動支援 □⑳ その他（　　）
○主な活動場所 御園 3 丁目周辺
○主な活動内容 本事業が初の活動

※会則、規約等がある場合には、添付をお願いします。

まちづくり会議報告書資料

資料６

大野南地区地域ケア会議（地域づくり部会）の取り組みについて
〈大野南地域包括支援センター圏域〉

１　地域ケア会議について

〇高齢者が地域で自立した日常生活を営むために必要な取り組みやしくみについて検討する会議。
〇介護保険法の改正に伴い、相模原市では平成２８年度より地域ケア会議を①地域づくり部会と②個別事例部会の２種類に分けた。それぞれの会議目的を明確にしたうえで、双方向に作用しあいながら開催している。
① 地域づくり部会・・・地域課題検討と資源開発、ネットワーク形成（大野南地区では、大野南まちづくり会議の部会として２つの圏域ごとに地域づくり部会を作っている。）
② 個別事例部会…個別事例検討（積み上げて地域課題をとらえていく）、多職種連携

２　大野南地区の地域づくり部会について

〇地域包括支援センターとCSW・CSW支援員（市社会福祉協議会）が共同運営する形で開催。
〇必須団体の地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会のほか、大野南圏域では公民館、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ、医療機関・福祉施設のメンバーも含めておよそ年５回開催。なお、部会の位置づけは、大野南地区まちづくり会議の専門部会として実施。
〇「第９期相模原市高齢者保健福祉計画（令和６年度～令和８年度）」に沿って取り組む。

【第９期相模原市高齢者保健福祉計画中の取組の方向性】（大野南地域包括支援センター圏域）
令和３年度から令和４年度にかけて、小地域ごとの話し合いで挙がった各地域の意見共有と具体的な地域の困りごとについて、地域づくり部会内で話し合った。介護ケアや認知症、孤立防止、コロナ禍で外出を控えている高齢者の健康づくりなどの話題が挙がったため、第９期高齢者福祉計画内で健康づくりについて取り組むことが決定した。

３　地域づくり部会委員

（１）地域ケア会議地域づくり部会委員

No	氏　名	所　属
1	中村　洋子	地区自治会連合会
2	岡城　孝雄	地区社会福祉協議会
3	大木　恵	地区自治会連合会
4	古谷田　作子	地区民生委員児童委員協議会
5	畠山　秀美	地区老人クラブ連合会
6	島田　欣一	公民館
7	後藤　一郎	医療機関・福祉施設
8	阿部　義宏	地区ボランティアグループ

任期：令和６年４月１日～令和８年３月31日／敬称略

（２）令和６年度開催状況

回	実施日	内　容
第１回	７月29日（月）	・今年度の取り組みについて ・健康づくりに関するニーズ把握の方法について
第２回	８月22日（木）	・アンケートの内容について
第３回	10月７日（月）	・アンケートの内容について、最終確認
第４回	２月３日（月）	・アンケートの集計結果について、意見交換
第５回	３月26日（水）	上鶴間地区との合同開催（書面会議開催） ・令和６年度の取り組み報告

4　地域づくり部会の取組経緯

〇令和 6 年度：健康づくりに関する取り組みの検討

・健康づくりに関する取り組みを検討するにあたり、まずは健康ニーズを把握する必要があると考え、元気な人を対象にアンケート調査を実施することになった。

〈アンケート調査の概要〉

・10 月から 12 月にかけて、サロン参加者を対象に健康づくりに関するアンケート調査を実施した。サロン推進委員会でも承認を得て、大野南地区に加え、上鶴間地区でもアンケート調査を実施した。

・アンケート配布には、サロン代表者や民生委員等にご協力いただき、計 21 カ所のサロンにアンケートを配布することができた。

〈アンケートの集計結果〉

・多くのサロン参加者にご協力いただき、計 427 件のご回答をいただいた(以下、グラフ参照)。

アンケート回答数	大野南	上鶴間	合計
サロン数	13	8	21
回答人数	249	178	427

・集計結果については、第 4 回地域づくり部会、サロン推進委員会で報告した。ご協力いただいたサロンにも御礼文を添えて、地区別、サロン別の集計結果をお返しした。

〈集計結果から見えてきたこと〉

・大野南地区と上鶴間地区を比較すると、年齢や世帯形態など若干の違いが認められた。大野南地区は夫婦二人暮らしが多いが、上鶴間地区は親子 2 世帯(子と同居)が最も多い。

・女性参加者が約 8 割を占め、男性参加者が少ない。男性参加者をどのように増やしていくかが課題である。

・80 代以上の参加者が多く、仕事を引退されてから参加されている人が多い。

・どのくらい健康ですか？という問いに対して、1(健康)から 5(健康に不安がある)の中間である 3 を選択する人が多く、自信をもって健康と言える人が少ない。

・サロンに参加したきっかけは、友人からの紹介が最も多く、続いて広報誌を見て参加された人が多い。

・定期的に運動している人が多く、サロン参加者は全体的に健康意識が高い。

・健康体操の方法について知りたいとの回答が多く、体操やトレーニングのやり方を学べる講座のニーズが高い。

・健康について困っていることがあると回答された人数は、427 人中、約 50 人なので、サロン参加者は健康で悩みを抱えていない人が比較的多い。

〈令和 7 年度の方向性〉

・健康づくりに関する取り組みを検討し、介護予防・健康維持に向けた取り組みを推進していく。

・サロン参加者は男性参加者が少ないので、男女のニーズの違いを明確にし、男性参加者を増やしていくにはどうするかを検討する。

まちづくり会議報告書資料

資料 7

大野南地区地域ケア会議（地域づくり部会）の取り組みについて

〈上鶴間地域包括支援センター圏域〉

1　地域ケア会議について

〇高齢者が地域で自立した日常生活を営むために必要な取り組みを検討する場。

〇介護保険法の改正に伴い、相模原市では平成 28 年度より地域ケア会議を①地域づくり部会と②個別事例部会の 2 種類に分けた。それぞれの会議目的を明確にしたうえで、双方向に作用しあいながら開催している。

① 地域づくり部会・・・地域課題検討と資源開発、ネットワーク形成（大野南地区では、大野南まちづくり会議の部会として 2 つの圏域ごとに地域づくり部会を作っている。）

② 個別事例部会・・・個別事例検討（積み上げて地域課題をとらえていく）

2　上鶴間圏域の地域づくり部会について

〇地域包括支援センターと CSW・CSW 支援員（市社会福祉協議会）が共同運営する形で開催。

〇必須団体の地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会のほか、上鶴間圏域では公民館、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ、施設、有識者のメンバーも含めて年 5 回開催。

〇「第９期相模原市高齢者保健福祉計画（令和６年度～令和８年度）」に沿って取り組む。

【第９期相模原市高齢者保健福祉計画中の取組の方向性】（上鶴間地域包括支援センター圏域）
①世代間交流につなげる取り組み
②地域で暮らす高齢者の見守りに関する仕組み
③買い物支援

3　地域づくり部会委員

（１）地域ケア会議地域づくり部会委員

No	氏　名	所　属
1	稲毛　易子	有識者
2	金澤　秀信	地区自治会連合会
3	岩本　典裕	地区自治会連合会
4	土山　美穂	地区社会福祉協議会
5	川島　信也	地区民生委員児童委員協議会
6	渋谷　政江	地区老人クラブ連合会
7	三條　朋美	公民館
8	柴山　恭代	福祉施設
9	桑原　一子	地区ボランティアグループ
10	浅岡　信夫	有識者
11	青木　智野	有識者
12	横山　正直	福祉施設
13	田中　宣行	福祉施設

（２）令和６年度開催状況

回	実施日	内　容
第１回	7 月 11 日（木）	・今年度の取り組みについて ・プロジェクトごとに取り組みの方向性を検討
第２回	9 月 5 日（木）	・各プロジェクトの話し合い ・買い物情報マップ配布後の効果検証について
第３回	12 月 12 日（木）	・各プロジェクトの話し合い ・鶴園小学校へのぞうきん贈呈式について
第４回	2 月 13 日（木）	・関係機関との情報交換会 ・今年度の振り返りと来年度に向けて
第５回	3 月	・大野南地区との合同開催（書面会議開催） ・令和６年度の取り組み報告

4　地域づくり部会の取り組み内容

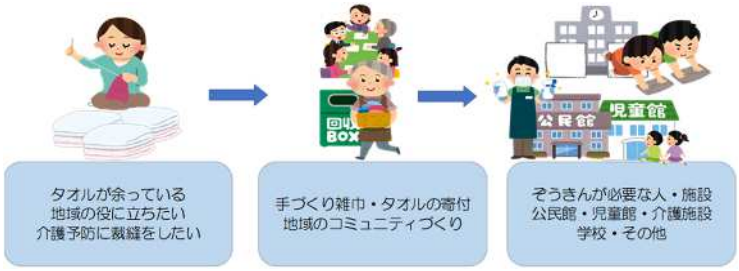

①ぞうきんプロジェクト

【プロジェクトの概要】

・令和３年度より地域の方から手づくり雑巾の寄付を募集し、その雑巾を必要としている人や場所に届け活用していただく地域の支え合いの取り組み。

〇プロジェクトの周知

・上鶴間地区全域に向けて、定期的にプロジェクトの周知を行った。また縫うキットを準備し、サロン等で配布しボランティアが協力しやすい仕組みを作った。

〇今年度の教育機関への雑巾配布実績

・谷口小児童クラブ…141 枚・谷口保育園…30 枚・上鶴間高校…70 枚・谷口地区運動会…190 枚
・鶴園　中和田児童クラブ…175 枚・南大野小児童クラブ…130 枚・鶴園小学校…100 枚
・公民館まつり…360 枚・にじいろ保育園…60 枚
⇒１２５６枚の雑巾を配布することができた。

〇雑巾の贈呈式

・令和６年度は、顔の見える関係づくりのため、ボランティア協力者が直接、子どもたちへ雑巾を配布する場を設けた。また鶴園小学校で生徒に配布する雑巾の贈呈式の機会をいただき、活動の周知とボランティア協力者が子どもたちや学校との関係構築の場となった。

②地域お助け隊・買い物支援

【プロジェクトの概要】

・令和５年度、買い物や暮らしのお困りごとに対応する情報を地図とリスト化し、主に電気・水道・ボランティアによるサポートの情報を掲載したわかりやすい買い物情報リストが完成した。

〇買い物情報リストの発行と配布

・令和６年度、上鶴間地区地域情報誌【かみつるま便利帳】の配布と共に、自治会を通して全戸配布し多くの高齢者に情報が届いた。

〇買い物情報リストの効果検証

・買い物情報リスト内の宅配サービスがある店舗へ訪問し、買い物マップの効果と今後の活動協力が可能かの聞き取り調査を行った。少数ではあるが、集合住宅の高齢者から買い物情報リストを見て実際に店舗への問い合わせがあった。

③見守りプロジェクトの取組

【プロジェクトの概要】

・『（ご近所）見守りプロジェクト』とし、ご近所同士の繋がりや見守りを支援していく。
・近所付き合いの輪を広げる。
・高齢者を取り残さないために「一人暮らしでも地域で安心して暮らせること」を目指す。
・店舗へ呼びかけて、お客様の中で心配な方がいらっしゃったら相談をしてもらう仕組み作りを行う。
店舗だけでなく、自治会でも掲示板等を利用して見守りプロジェクトについて周知し、地域全体での見守り度をあげる。

資料８

６市協課第３５０５号
令和７年１月３１日

まちづくり会議代表(会長)　殿

相模原市長　本村　賢太郎
（公印省略）

令和７年度　地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について（通知）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から市政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。
さて、令和７年度地区まちづくりを考える懇談会の実施希望等について「１　実施にあたっての留意点」及び別紙「実施要領（案)」をご確認のうえ、ご検討いただき、各まちづくりセンターを通じてご回答いただきますようお願いいたします。

１　実施にあたっての留意点
（１） 実施期間について
１０月から翌年２月の間で実施日を調整していましたが、令和７年度は７月から翌年２月の間で調整することとし、別添「まち懇日程調整用カレンダー」のとおり、議会期間及び市長公務により１月は実施不可となります。
また、実施曜日は「火曜日・木曜日」が原則となります。
（２） 懇談会開始時間について
原則午後６時からとし協議により変更可能としていましたが、令和７年度は一律で午後６時開始となります。
（３）テーマについて
テーマの数につきましては、原則一つですが、時間内での運営となることが見込まれる場合は、二つまで可能とします。
なお、テーマ設定については、次の例を参考にしてくださいますようお願いいたします。
【適当な例】地域資源をいかしたテーマになっている。
テーマ：〇〇を活かした地域の魅力発信の方法について
テーマ：〇〇跡地の有効活用による地域の活性化について
【適当でない例】広範なテーマに関連性のない地域課題を複数詰め込んでいる。
（４）懇談内容について
単なる要望や事業説明は、まちづくり会議の場等へ担当する局部長や所属の出席を求めて行うことが可能であり、より迅速な地域課題の解決につながるため、懇談会での単なる要望や事業説明を求める内容は、適当ではないものと考えております。
【適当な例】テーマに沿った内容になっている。
〇〇を活かした魅力発信を行う中で、地区と行政の協働で何ができるか
〇〇跡地の有効活用により、地域が目指す未来像について　等

【適当でない例】単なる要望や説明を求める内容になっている。

（参考）地区まちづくりを考える懇談会の役割等

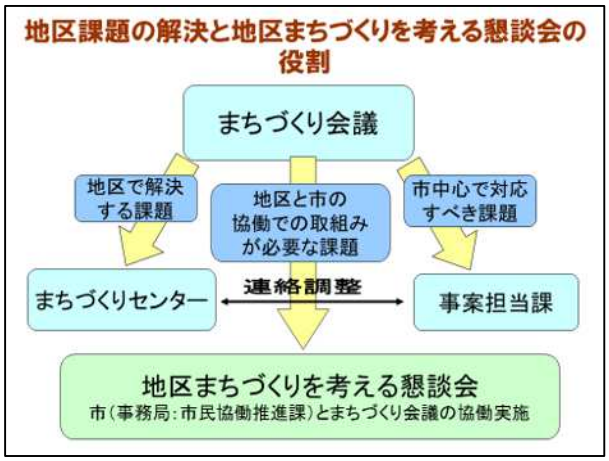

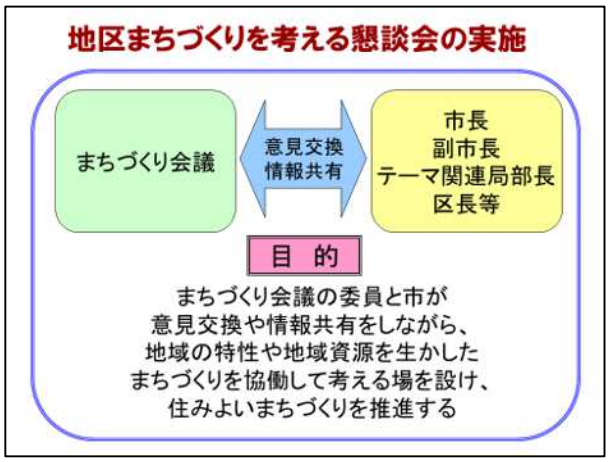

以　上

市民局　市民協働推進課
担当：三尋木・小澤・田頭
電話 042-769-8226（直通）

別　紙

（案）

令和７年度　地区まちづくりを考える懇談会　実施要領

１　目的

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進する。

２　本年度の開催方針等

各地区まちづくり会議が市長と地区のまちづくりについて考える「対話」の場を希望した場合に実施する。

また、名称を『地区まちづくりを考える懇談会「地域の未来を語ろう with 市長」』として実施する。

３　実施単位

実施希望地区のみ年１回１会場までとする。

４　実施方法

各地区まちづくり会議と市の協働により実施する。

５　開催日等

実施日及び会場は、まちづくり会議と市との調整により決定する。

開始時間は一律午後６時からとする。

（まちづくり会議側からの希望がある場合は、休日の昼間の実施も可能とする。）

６　進行等

懇談会の進行等はまちづくり会議の代表者等が行い、実施時間は概ね１時間３０分とする。

７　出席者

（１）地区の出席者は、まちづくり会議の委員とする。なお、まちづくり会議が特に必要とする場合には、委員以外の出席を認めることができるものとする。

（２）市側の出席者は、市長、テーマ担当副市長、区長、テーマに関連する局長(市長公室長含む。)及び事務局長とする。ただし、区長は副区長が、局長は部長級が代わることができ、部長級が設置されていない局については、局長が指定する所属長が代わることができ、事務局長は次長又は指定する職員が代わることができるものとする。また、まちづくり会議事務局の職員、テーマに関連する部署の課長及び職員も出席できるものとする。

※市長の公務日程等で対応できない場合がある。

８　懇談の内容

地区のまちづくりに関して、地区でテーマを設定する（二つ以内)。

【テーマの考え方】

ア　現在、地区で重点的に取り組んでいるもの。

イ　今後、地区で取り組んでいく必要があるもの。

９　傍聴

当日受付とし、地区以外の住民も傍聴可能する。ただし、会場の都合により、座席数には限りがあるため、希望者が多い場合には抽選により、傍聴者を決定する場合がある。

１０　周知方法

市ホームページ及び地域情報紙にて周知を行う。

資料９

地区まちづくりを考える懇談会「地域の未来を語ろう with 市長」

１　目的

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

２　実施方法

大野南地区まちづくり会議と市の協働により開催する。

３　開催日等

日時：令和７年度は、令和８年２月を基本に調整、開始時間は原則として午後６時から実施時間は概ね１時間３０分

会場：南区合同庁舎　３階　講堂

４　進行等

懇談会の進行等は、まちづくり会議の代表者が行う。

５　出席者

（１）地区の出席者は、まちづくり会議の委員。なお、まちづくり会議が特に必要とする場合には、委員以外の出席を認めることができる。

（２）市側の出席者は、市長、テーマ担当副市長、南区長、テーマに関連する局長などの関係職員。また、まちづくり会議事務局（大野南まちづくりセンター）職員も出席する。

６　懇談の内容

懇談の内容は、地区のまちづくりに関して、「現在、地区で重点的に取り組んでいるもの」や、「今後、地区で取り組んでいく必要があるもの」

（参考）地区まちづくりを考える懇談会の役割等

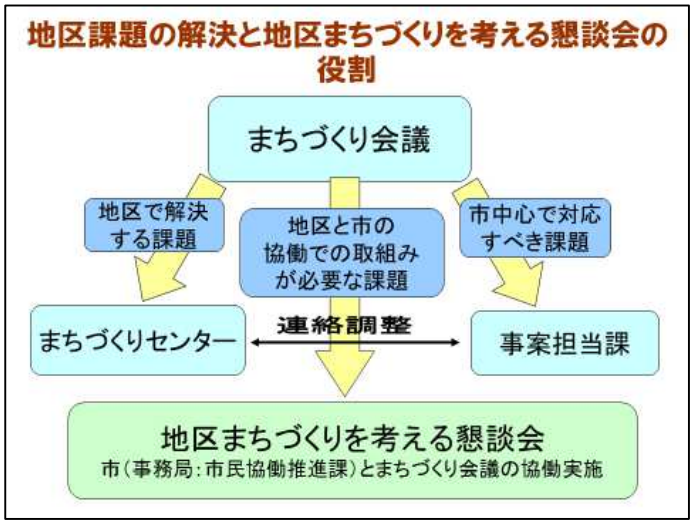

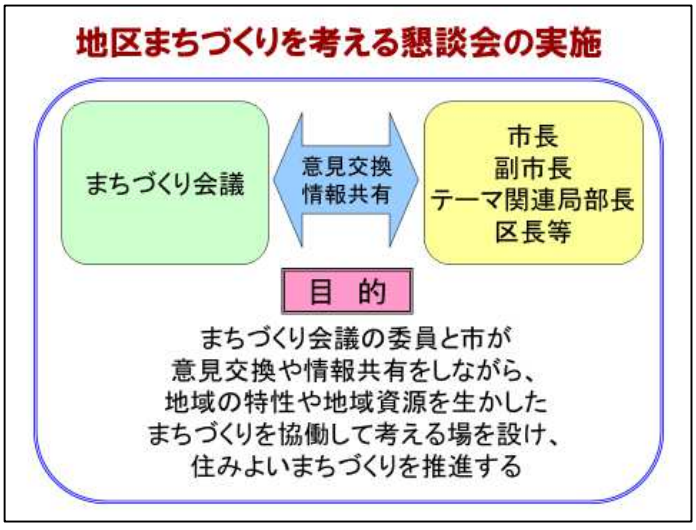

≪ 参 考 ≫

◎ 令和６年度…
テーマ：「人口が増加することが見込まれる地区「大野南」の今後のまちづくりについて」
◎ 令和５年度…
テーマ：「相模大野駅周辺の現況と今後の魅力あるまちづくりについて」
※令和４年度は大野南地区未実施
◎ 令和２年度…
テーマ：「相模大野駅周辺の今後の魅力あるまちづくりについて」
◎ 令和元年度…
テーマ：「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」
◎ 平成３０年度…
テーマ１：「市の南の玄関口としての今後のあり方について」
テーマ２：地域防災力の強化につながる「災害発生前の公助」のあり方について
◎ 平成２９年度…
テーマ１：その他「さらなるごみの減量化・資源化の推進と地域負担の軽減について」
テーマ２：その他「ふれあい広場の管理について」
◎ 平成２８年度…
テーマ１：地域防災「さらなる地域防災力の強化に向けた地域での取組みについて」
テーマ２：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるまちづくりについて」
◎ 平成２７年度…
テーマ１：防犯・交通安全「安全・安心なまちづくりについて」
テーマ２：地域活性化「地域活動を推進する環境づくりについて」
◎ 平成２６年度…
テーマ：地域の活性化「地域コミュニティの醸成について」
◎ 平成２５年度…
テーマ：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者の暮らしやすいまちづくりについて～高齢者の移動手段を中心に～」
◎ 平成２４年度…
テーマ：地域活性化　「大野南地区の活性化について」

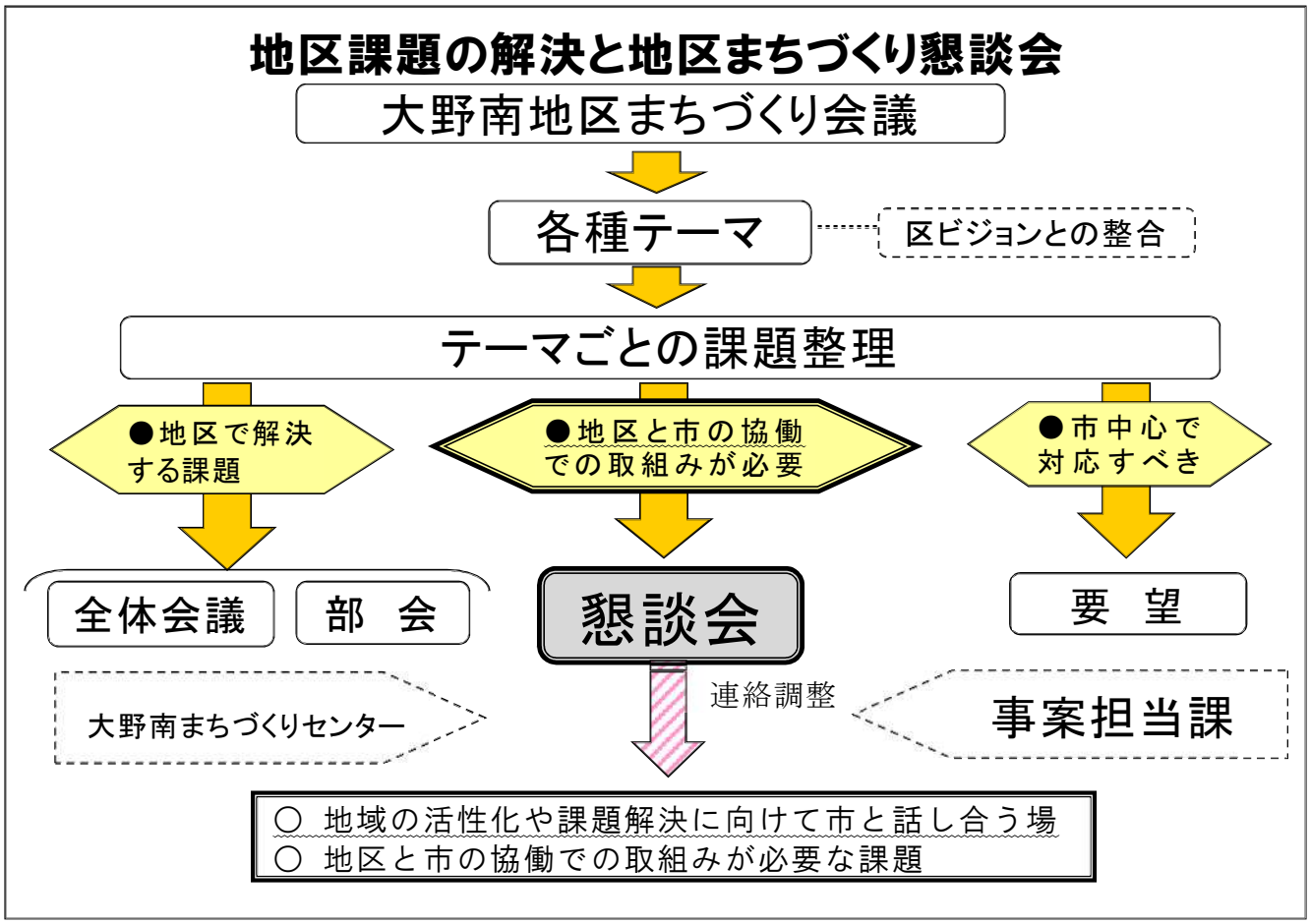

このアンケートは、まちづくり会議で話し合うテーマを検討するための材料にするものです。思っていることや感じていることを、各々の視点で記載してください。

1　相模大野の「良いところ」を３つ挙げてください。（例：○○が便利、○○が多い…など）

良い①	
良い②	
良い③	

2　１で挙げたことはどのような時に感じますか。（行動や場所などを振り返ってください）

良い①	
良い②	
良い③	

3　相模大野の「気になるところ」「こうすればいいのに」と思うところを３つ挙げてください。

（例：○○が少ない、○○が弱い、○○が困る…など）

気になる①	
気になる②	
気になる③	

4　３で挙げたことはどのような時に感じますか。（行動や場所などを振り返ってください）

気になる①	
気になる②	
気になる③	

※回答者の情報について、以下のいずれかにチェックをお願いします。

□　自治会関係（地区自治会連合会）

□　保健・福祉・医療（地区社協、地区民児協、地区老連、黒河内病院、大野南包括、上鶴間包括）

□　教育・文化（ＰＴＡ等、相模女子大学、大野南公民館、上鶴間公民館）

□　産業・経済（四商店街、ボーノ会）

□　その他（有識者、公募）

回答先：南区役所大野南まちづくりセンター大木･青柳　FAX042-749-2116

Mail　onominami-syu@city.sagamihara.kanagawa.jp　（空メール後、様式送付）

資料10

令和７年度 大野南地区まちづくり会議 役員会・全体会【開催日程】

会場：南区合同庁舎３階 講堂

（令和　７年　５月１６日時点）

役員会（午前１０時から）		全体会（午後２時から）	
回数	日　程	回数	日　程
1	5月16日（金）※	1	6月10日（火）
2	8月　8日（金）	2	8月19日（火）
3	10月　2日（木）	3	10月14日（火）
4	11月　6日（木）	4	11月18日（火）
5	12月　4日（木）	5	12月16日（火）
			まちづくり懇談会（午後６時から） 月　　日（　）
6	令和 8年　2月　6日（金）	6	令和 8年　2月17日（火）
	全6回		全6回＋まち懇

※…第1回役員会は旧役員

【お願い】

欠席される場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

事務局連絡先：大野南まちづくりセンター　042－749－2217　担当大木・青柳

※ まちづくりを考える懇談会候補日と各期限

開催日　候補	＊テーマシート提出（４０日前 まで）	＊次第等資料提出（１４日前 まで）	＊地域情報誌への掲載
R8　2月　3日（火）	12月25日（木）	1月20日（火）	1月15日号
R8　2月　5日（木）	12月26日（金）	1月22日（木）	
R8　2月10日（火）		1月27日（火）	
R8　2月12日（木）		1月29日（木）	
11月11日（火）	10月　2日（木）	10月28日（火）	11月　1日号

相模原市
子育て応援条例を
制定しました

子育て世代が社会全体に温かく見守られ、
喜びを感じながら、安心して子育てできる
社会の実現を目指します。

条例の **基本理念**	誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

通学路の見守り

子育て広場

保育園

子育て世代を応援しましょう

子どもは未来を築く大切な存在です。
市民の一人ひとりが子育てに関心を持ち、
子育て世代を温かく見守りましょう。

相模原市

相模原市は子育て世代を応援します!

— 令和7年度の取組 —

経済的負担を軽減

市立小学校1年生の学校給食費無償化

小学校に入学することで、一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するための支援です。

市立小中学校、公立保育所などの食材費を一部支援

食材の価格が高騰する中でも、栄養バランスの取れた給食の質を確保するとともに、保護者の負担額を増やさないための支援です。

フリースクールなどへの通所費用の支援

不登校児童生徒の学校外での居場所・学びの場を確保できるようにするための支援です。

スタディクーポン事業

家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校などへ進学できるよう、低所得者世帯の中学校3年生及び義務教育学校9年生の学習塾代等を支援します。

教材等整備事業

使用期間が比較的短く、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない学用品の一部を、学校の物品として購入します。

修学旅行の費用を一部支援

物価高騰が長期化する中、保護者の負担を軽減するための支援です。

切れ目のない子育て支援

妊婦健康診査事業

妊婦と胎児の健康管理及び経済的負担を軽減するため、医療機関等で実施する妊婦健診の費用の一部助成について、助成額を増額します。

1か月児健診の助成

1か月児健康診査に助成金を支給することで、費用負担を軽くし、受診しやすい環境を作ります。助成金 最大5,000円(子ども1人につき)

さがみはら休日一時保育の拡充

理由を問わず休日に預けることができる保育施設を、緑区に加えて南区、中央区でも新たに実施します。

子育てにやさしいまち

ふわふわドームの設置

子育て世代のニーズに対応した公園の魅力向上を図るため、淵野辺公園に設置します。

ロングすべり台の設置

相模原麻溝公園に設置するロングすべり台を設計します。

公共施設へのキッズコーナー整備

公共施設を訪れたときに休憩できるスペースを、さまざまな施設に設置します。

結婚を希望する人への支援

婚活イベントや、若者が描いた人生に向けて行動するきっかけを作るライフデザインセミナーを開催します。また、結婚に伴う引越代を支援します。

イラスト／
県立相模原弥栄高等学校
美術科6期生 木山結菜

お問合せ | 相模原市 こども・若者政策課 042-769-8315

令和7年4月作成

相模原市子育て応援条例をここに公布する。

令和７年３月２６日提出

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市条例第２０号

相模原市子育て応援条例

全ての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、社会全体で子育て世代を支えていくことが求められています。また、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市には、子育てに適した環境があり、この強みを生かして子育て世代を応援することが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、子育て世代及び結婚を希望する人の応援についての基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにし、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによります。

（１）子ども　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある人をいいます。

（２）子育て世代　子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。

（３）市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。

（４）事業者　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

（５）学び・育ちの施設等関係者　保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校その他の子どもが学び、育ち、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)及び学び・育ちの施設以外において子どもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(基本理念)

第３条　子育て世代及び結婚を希望する人の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。

２　子育て世代の応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。

（１）子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和５年法律第４５号)第１条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないよう、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支えるものとします。

（２）市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携し、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を推進するものとします。

(市の責務)

第４条　市は、前条の基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人の応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施するものとします。

２　市は、基本理念にのっとり、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たしながら相互の連携及び協働を図ることができるよう取り組むものとします。

３　市は、基本理念及び第１項の施策に係る普及啓発を行うものとします。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、子どもは未来を築く大切な存在であるとの認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て世代を温かく見守り、全ての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する子育て世代の応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

２　事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育てとの両立を図ることができるようにするため、必要な労働環境の整備に取り組むよう努めるものとします。

（学び・育ちの施設等関係者の役割）

第７条　学び・育ちの施設等関係者は、基本理念にのっとり、学び・育ちの施設が、子どもが心豊かに主体的に生きていくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、子どもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

（施策）

第８条　市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

（１）子育て世代が子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをできるようにするための施策

（２）社会全体において子育て世代を応援する意識を育むための施策

（３）結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえるための施策

（４）前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な施策

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行します。

あなたの寄附が子どもたちの未来を切り拓く！

子ども・若者未来基金

～寄附制度のご案内～

相模原市では、次代を担う子ども・若者が健やかに成長し、誰もが活躍できる社会を実現するために、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての若者が自立・活躍できる環境づくりを進めています。

こうした取組を長期的・安定的に進めていくために、市民・企業・団体の皆様からの寄附を「子ども・若者未来基金」へ積み立て、主に子どもの貧困対策や学力保障のほか、子育て支援や若者の自立支援などの事業に活用させていただきます。

基金を活用している事業

令和５年度　寄附総額　４,１７８,７１３円
（個人１５件、法人２１件、団体２０件　計５６件）

給付型奨学金

経済的理由により高等学校等への修学が困難な人への修学を奨励するため、返還不要の「給付型奨学金」を給付します。

子ども・若者未来基金について詳しく知りたい方はこちらから！

セカンドブック事業

お子さんと保護者が信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、さらなる読書習慣へつながるきっかけづくりとなるよう、２歳６か月を迎えるお子様に絵本をプレゼントします。

社会的養護自立支援事業

児童養護施設等に入所（里親委託を含む）している子どもが、将来自立した社会生活を送れるよう、入所中から退所後の一定期間、自立に向けた支援を行います。

ご寄附の流れ・寄附制度の特徴

① 寄附の申出 ➡ ② 寄附金の納入 ➡ ③ 確定申告

※寄附は1円からでも大丈夫！
※ご希望により、寄附団体名・お名前等を公表いたします！
※寄附金は税金から控除されます！

※ワンストップ特例制度もご利用いただけます

寄附申出はこちらから

※　郵送・ＦＡＸ等で申出も受け付けています。

お問い合わせ、寄附のお申出先
〒252-5277　相模原市中央区中央2-11-15
相模原市　こども・若者未来局　こども・若者政策課
電話：042-769-8315　　ＦＡＸ：042-759-4395
Ｅ-ｍａｉｌ：kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

寄附申出書

令和　　年　　月　　日

相　模　原　市　長　　あて

（**申出者**）寄附をされる方

※納入通知書・領収書・礼状の宛名となります。

〒　　－ 住　所
(フリガナ)
氏名
連絡先　　（　　）

（**連絡者**）寄附手続きのご担当者の方等

※申出者と同一の場合は記入不要です。

〒　　－ 住　所
(フリガナ)
氏名
連絡先　　（　　）

次のとおり子ども・若者未来基金への寄附の申出をします。

１．寄附金額

		十億			百万			千				
												円

２．入金方法

□　納入通知書によるお振込み　※振込み手数料はかかりません

□　窓口での寄附金受渡し

３．市ホームページでの情報提供について

氏 名 の 公 表 ：　□　同意する　　□　同意しない

寄附金額の公表：　□　同意する　　□　同意しない

４．寄附金の使い道

□　子どもの貧困対策に係る事業（給付型奨学金等）

□　その他の事業（　　）

５．その他

※ご記入いただいた個人情報は、本件寄附に関する業務以外には使用いたしません。

【問合せ先】相模原市こども・若者未来局こども・若者政策課
〒　252-5277　相模原市中央区中央 2-11-15
TEL　042-769-8315　FAX　042-759-4395
E-mail kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

コリドー街の環境整備について

2025.6.10
相模原市都市整備課

【実施内容】(令和7年度実施予定)

〇アーケード柱の洗浄、塗装

〇車道部の路面改修

1.アーケード柱の洗浄・塗装

〈施工内容〉
アーケード柱の洗浄と塗装を行います。

〈塗装色〉
現在の柱と近い色で塗装するよう、受注業者と調整します。

平面図

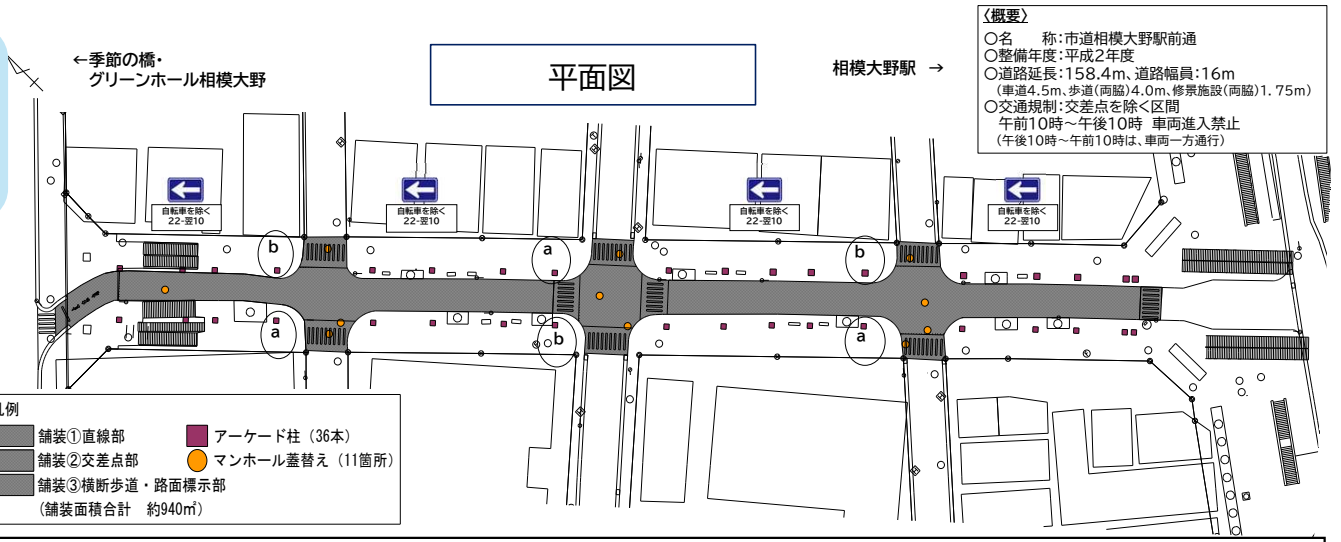

アーケード柱の洗浄・塗装と合わせ、アーケード柱に設置されている車両進入禁止、駐車禁止の案内表示については、一部剥がれている箇所もあることから、設置者に確認し、撤去することにしました。

＜設置者＞　コリドー街まちづくり委員会
相模原南警察署
＜設置場所＞平面図のa、bの柱

a:車両進入禁止

b:駐車禁止

2.事業スケジュール

事業スケジュール	アーケード柱の洗浄・塗装	車道部の路面改修
業者決定・契約	令和7年7月上旬(予定)	令和7年6月6日
現場着工	令和7年8月下旬(予定)	令和7年7月中旬(予定)
完了	令和7年12月上旬(予定)	令和7年11月中旬(予定)
令和8年1月末	プラウドタワー相模大野クロスの公共歩廊開通(予定)	

※工事の進捗状況により、スケジュールは変更となる可能性があります。

(参考)車道部の路面改修

〈改修方法〉
現状の自然石の舗装よりも凹凸が少なく、また、維持管理がしやすく、景観に配慮したカラーアスファルト舗装(ストリートプリント等)とします。

〈舗装デザイン〉
道路に関する法令や関係するガイドライン等を踏まえ、周辺の街並みとの調和を図り、障害者等へも配慮したデザインを検討しました。

色合い

落ち着きのあるイメージの「薄いブラウン、濃いブラウン」としております。なお、交差点部も同様の色合いですが、横断歩道が設置されている箇所は、所轄の相模原南警察署と受注者を交え協議した後決定します。

パターン

①直線部
現状の舗装と大きな乖離がなく、ユニバーサルデザインを考慮したシンプルなパターンとしました。

②交差点部
サークル状のデザインを中央に置き、周辺部はサークルデザインと目地幅を合わせたパターンとしました。

※右図はイメージ図です。 印刷物のため、実際の色合いとは異なる場合があります。
※交通管理者等との協議や現場状況等により、今後変更となる可能性があります。